

堺市社会的養育推進計画 第1回懇話会

日 時：平成30年12月17日（月）10：00～

場 所：堺市役所本館3階 第2・3会議室

○司会 お待たせいたしました。ただ今より、堺市社会的養育推進計画懇話会を開催いたします。本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課課長補佐の中原でございます。よろしくお願いいたします。最初に、本日配付の資料等について確認をいたします。第1回懇話会の次第、そして名簿、続きまして、資料1 懇話会の要綱、資料2 厚労省が策定しますこの計画の策定要領、こちらが3ページ、そして資料3 社会的養育推進計画全体像、A3になっています。そして資料4が懇話会等のスケジュール、そして資料5（1）が里親委託・児童養護施設等の入所児童推移、5（2）は里親委託等に関する統計になっています。そして資料6（1）（2）、A3の2枚組ですが代替養育を必要とする子ども数の見込み、と資料がなっております。そして、SDGsのパンフレットをお配りさせていただきます。

それでは、委員紹介に入らせていただきます。本来、司会者よりご紹介させていただくところですが、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは伊藤委員より時計回りをお願いいたします。

○伊藤委員 大阪府立大学の伊藤嘉余子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員 おはようございます。堺児童養護施設部会から来ました愛育社の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員 流通科学大学人間社会学部の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○門屋委員 おはようございます。堺市里親会の門屋です。よろしくお願いいたします。

○中村委員 弁護士の中村善彦と申します。よろしくお願いいたします。

○福田委員 関西大学の福田と申します。よろしくお願いいたします。

○山縣委員 同じく関西大学の山縣です。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、本市の職員を紹介させていただきます。

○事務局 堺市の子ども青少年局子ども青少年育成部の宮前でございます。本日はありがと

うございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 子ども家庭課長の石戸です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく子ども家庭課中原と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 子ども家庭課の岩本と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 子ども家庭課の松本と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 子ども相談所の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく子ども相談所の菅原です。よろしくお願いいたします。

○事務局 子ども相談所育成相談課課長補佐谷村です。よろしくお願いいたします。

○事務局 子ども相談所一時保護所長の小積でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく子ども相談所育成相談課の土谷です。よろしくお願いいたします。

○司会 この懇話会については、懇話会要綱第6項にありますとおり公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。現在、傍聴の方は3名の方がいらっしゃっております。

あと、本日の会議内容は会議録作成のため録音させていただきます。また、会議録につきましては堺市のホームページで公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、堺市を代表いたしまして宮前部長よりご挨拶申し上げます。

○子ども青少年局子ども青少年育成部長（宮前） 改めまして皆様、おはようございます。

本日は堺市の社会的養育推進計画懇話会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、それぞれの分野でご活躍の本当にお忙しい皆様方に本市の委員就任をご快諾いただきましたこと、ありがたく思っております。本当にありがとうございました。

本市は、平成25年にセーフシティ・プログラムへの参画を表明いたしまして、本年6月には、今、そちらにのぼりもありますし、お手元にはリーフレットもお配りをさせていただきましたけれども、国から持続可能な開発目標SDGs候補地の選定を受けております。安全・安心なまちづくりを目指すセーフシティ・プログラムのほうも誰一人取りこぼさないというSDGsも、社会的養育を必要とする子どもたちの利益を守ることにつながるものというふうに認識をしております。

昨年、新しい社会的養育ビジョンが発表されましたときには、私たちも本当に激しい衝撃を受けました。今回、この社会的養育推進計画においては皆様から忌憚のないご意見をお伺いし、実効性のある計画を策定いたしまして、それを確実に実行することによりまして、虐待を受けたり、家庭的に何か課題を抱えて実親から離れて暮らさなければならない子どもたちの未来が豊かで明るいものとなりますよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

来年度にわたり、6回程度お集まりいただくことになろうかと思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、本当にご出席ありがとうございます。

○司会　　続きまして、次第3の座長選出に移らせていただきます。座長選出につきましては、先ほど資料1懇話会の要綱にありますとおり、第4項に基づき構成員の互選により定めることとなっております。本懇話会の座長を決めさせていただきたいと思えます。委員の皆様で、自薦他薦ございましたらお願いいたします。

○井上委員　　私は、大阪府立大学の伊藤先生が座長には適任かなと思っておりますのでご推薦させていただきます。

○司会　　今、井上委員より伊藤委員を座長にというご推薦がありましたがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

そうしましたら伊藤委員、座長によろしく願いいたします。

それでは伊藤委員、座長のお席のほうへお移りいただきますようお願いいたします。

では、座長にご就任いただきました伊藤座長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

○伊藤座長　　失礼いたします。本懇話会の座長を務めさせていただくことになりました大阪府立大学の伊藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど宮前部長からもお話がありましたとおり、昨年出されました新しい社会的養育ビジョンを踏まえまして、ここ堺市での社会的養育をどう推進していくかの計画を考える上で大事な議論をする場でございます。

ここ堺市におきましては、乳児院ですとか、児童心理治療施設がない、社会資源の数の少なさの課題ですとか里親委託率の低さですとか、さまざまな課題がありますが、量的にも質的にもここ堺市の社会的養育を充実させていくために必要な意見を、それぞれの委員の先生方の専門的なお立場からご意見をいただいてよりよい計画を立てていける場にしたいと思えます。

かなり多用な話題について限られた時間でタイトなスケジュールでスピード感を持って進めなければいけない難しいところかと思えますが、委員の先生方のご協力を賜りたく思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

この懇話会におきまして、私がやむなく参加できないときのために、あらかじめ座長が指名する者が代理を務めるというふうには要綱のほうにはございますのであらかじめその任を井上委員のほうにお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○井上委員 結構です。

○伊藤座長 では、よろしくお願いいたします。

○井上委員 よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。そうしたら座長は伊藤委員、座長代理が井上委員ということでもよろしくお願ひいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては伊藤座長にお任せいたしたいと思ひます。

それではよろしくお願ひいたします。

○伊藤座長 よろしくお願ひいたします。それでは懇話会の進行、引き続きまして議事に移らせていただきます。

議事の1つ目「堺市社会的養育推進計画の目的・懇話会の進め方について」、事務局のほうからご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは事務局のほうから説明をさせていただきます。資料につきましては、資料2、3と4とで一括で説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

まず、資料2をご覧ください。概要版ということで、策定要領をお示しさせていただきますけれども、これにつきましては、平成30年7月6日に国のほうが都道府県社会的養育推進計画の策定についてということで、7月6日付で出されているものを概要版としてまとめたものになります。これの1番の「今回の計画策定の位置付け」のほうから説明をさせていただきますと思ひます。

読ませていただきます。

「社会的養護の課題と将来像」、これにつきましては、平成23年7月に計画をもとに各都道府県におきまして行われてきました取り組みにつきましては全面的に見直しまして、子どもの権利保障のために、できるだけ早く平成28年改正の児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられました取り組みを通じまして、「家庭養育優先原則」、これは特別養子縁組、普通養子縁組、里親等の委託に当たりますけれども、これを徹底しまして、子どもの最善の利益を実現していくことが求められております。

そして、この家庭というのは、家庭養育優先原則においてはですけれども、子どもの最善の利益を念頭に、「すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。」とうたわれております。そのような取り組みが計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画につきまして、国として策定要領を示しているということでございます。

2番の「基本的考え方」に移らせていただきます。

1つ目の点をごらんください。

今回の見直しの対象につきましては、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されております。これらの項目全ては緊密につながっておりまして、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要があります。前回の都道府県計画におきましては、この代替養育の部分がクローズアップされていましたが、今回の計画につきまして在宅での支援から自立支援までの非常に幅広く守備範囲が広いような計画を策定しなければならないということになっております。

3つ目の点をごらんください。

各都道府県におきましては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利であったり子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標であったり達成期限を設定しまして、その進捗管理を通じて取り組みを強化していくということがうたわれております。

続きまして、3番になりますけれども、この3番につきましては後に資料3のほうで説明をさせていただきますので省かせていただきます。

めくっていただきまして、資料の4「項目ごとの策定要領」になりますけれども、これにつきましても(1)から(10)ということでありまして、資料3のほうで一括で説明をさせていただきます。ですので、一番、最終のページ、(11)の「留意事項」をごらんください。

1つ目の点になりますけれども、アンダーラインのところです。先ほども申しましたとおり2019年度末までに新たな計画の策定しなければならないということになっております。

間は飛ばさせていただきます、一番最後の点になりますけれども、全面的な見直しの後、計画期間につきましては2029年度を終わりの時期、終期としまして、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定することということがうたわれております。

以上が資料2の説明となります。続きまして資料3の説明に移らせていただきます。

先ほど資料2のほうで(1)から(10)の項目、これが今回の計画で検討していかねばならない内容となるんですけれども、それをこの全体像という絵の中で割り振りさせていただいております。

一番左が家庭支援ということで、そして基本的には在宅支援がいいんだけど、その中で

どうしても無理があるというような状況につきましては社会的養護ということで、右のほうに大別をさせていただいています。大別させていただいた中で、その（１）から（１０）の項目を割り振りさせていただいているというところになります。

（１）につきましては、全体像ということですので省かせていただいています、（２）から（１０）をこのA3の中に埋め込ませていただいております。

まず、左側の（３）の「子ども家庭支援体制の構築」、この説明からさせていただきたいと思います。iの「子育て世代包括支援センターの普及について」ということが書かれていますけれども、既にこれは堺市のほうでは設置済みのものとなります。ここのセンターの業務といたしましては、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談で、具体的には母子保健事業であったり、産前産後のサポート事業であったり、その中で子育てアドバイザーを派遣したり、産後ケアとしまして育児ヘルパーを派遣するような事業をここでは行っております。

続きまして、家庭総合支援拠点です。センターよりも少しリスクの高い家庭を支援するような拠点となります。ここでは、子ども家庭支援であったり心理担当の支援員であったり、虐待対応の専門員などを置くものとされております。

そして、続いて3つ目ですけれども、市町村の支援メニューといたしまして、ショートステイ等であったりとか、トワイライトステイの充実ということがうたわれております。

そして4つ目といたしまして、母子生活支援施設の活用についてということがうたわれており、そして②になりますけれども児童家庭支援センター、児家センですけれども、これらの機能強化についてもうたわれております。この児家センの国の要綱に示す事業といたしまして、大きく2つございますけれども、地域の家庭からの相談のうち、専門的な知識、技術を必要とするものに応じて助言を行ったりであるとか、児童相談所からの受託を受けて指導委託をすることというふうなことが児家センの業務となっています。しかしながら、今回の策定要領におきましては、この児家センが例えば家庭総合支援拠点であったり、フォスタリングであったり、そういったことを担うということもうたわれておりますし、また、虐待相談が増えていく中で児童相談所の補完的役割を果たす拠点といたしまして、制度化された経過、背景を踏まえまして、人口規模に応じた配置を行うなどの検討が必要であるというふうなことが言われております。

続きまして、下の「在宅指導」の（１０）の「児童相談所の強化等に向けた取組」のほうに移らせていただきます。

基本的には、職員の配置と人材育成の柱になるのかなと思いますけれども、ただ、目黒区の

虐待の事案を受けまして、7月20日に閣議決定後の緊急総合対策といたしまして、現行の児童相談所の強化プランを新プランに見直すというようなことになっております。

具体的には、児童福祉司の相談50ケースを40ケース相当としまして、職員の増員を図ることであったりとか、里親養育支援の児童福祉司の追加配置といったことが必要というふううたわれております。

続きまして、(8)の「一時保護改革に向けた取組」のほうに移らせていただきます。

①の一時保護の受け皿の確保、②の一時保護の環境整備、③の一時保護の体制整備以外に、④が大事ななと思いますが、一時保護児童の権利保障というところです。

子どもの権利が侵害されたときには子どもの年齢に応じまして職員の相談であったり、場合によっては不服申し立てなどができるように説明であったり、冊子を置いていることが必要だというふううたわれております。また、子どもにとって権利侵害が言いにくい場合を想定いたしまして、第三者委員の設置であるとか、意見箱等を活用しまして、子どもの権利を保障することがうたわれております。また、ここに記載はございませんけれども、子どもの自由な外出を制限する環境での保護日数は必要の最小限といたしまして、継続保護が必要な場合につきましては2週間以内に定期的に検討するというようなことが必要であるとうたわれております。

続きまして、一番下の(2)の「当事者である子どもの権利擁護の取組」について移らせていただきます。

①につきましては、先ほどの(8)の④に同様のことでありますので、飛ばさせていただきます。

②についてですけれども、措置であったりとか、措置変更、そして継続的に措置が続く場合につきまして、「定期的に」というところがございませぬけれども、この定期的にとというのは、策定要領では、少なくとも半年に1回は理由を説明するというようなことがうたわれております。

また、ここに記載はございませんけれども、このような懇話会を通じて養育の策定計画をつくる際には社会的養護の経験者などから意見表明ができるように、そのような取り組みもしなければならぬということであらうとされております。

続きまして、右側に移らせていただきます。(4)の「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」に移ります。今回、この懇話会1回目で議論させていただく内容となります。なぜ、ここを議論するかというところになりますけれども、リンクするのがこの下の(5)の里親関係の取り組み、(7)の施設関係の取り組みにリンクすることとなります。

なぜ、リンクするかといいますと、まず、代替養育を必要とする人数を出さないことには、里親委託の児童数であるとか、施設入所の児童数というのが割り出せないため本懇話会ではこの1回目にこの(4)をやっていきたいというところで、量的な見込みを出したいというふうを考えております。

続きまして(5)の説明に移らせていただきます。

フォスタリング体制を2020年度までに構築する必要があること、というふうにうたわれております。このフォスタリング体制というのは、里親のリクルート、そしてアセスメント、里親の登録前後や委託後の研修、そして、マッチング、そして委託解除後の支援などに至るまでの一連の業務、これをフォスタリング、これを2020年度までに構築しなければならないとございます。また、この業務につきましては、全部または一部を民間に委託することができます。ただし、この場合の業務の実施状況をモニタリングしたりとか、評価したりとか、指導したりすることということが行政にとって必要となってきます。また、仮に全部を委託したとしても里親登録であったり、里親委託の措置というのは、行政の権限でございますので、最終責任は堺市が負うということとなります。

続きまして、(6)の特別養子縁組等の推進のための体制、そして取り組みを説明させていただきます。これは、家庭的養育優先の原則の一番の取り組みだというふうに思います。

平成28年の児童福祉法改正によりまして、児童相談所の業務で位置づけされたことを踏まえまして体制を検討しまして、民間斡旋機関との支援や連携をすることがうたわれております。特に新生児、乳幼児で長期的に実親の養育が見込めない子どもなどにつきましては、その数を把握しましてアセスメントとマッチングを行うことが必要となります。ただし、現行の特別養子縁組の6歳未満の年齢制限というのが、今後変更になるということが注意になるというふうに考えております。

続いて、(7)の施設の取り組みのほうに移らせていただきます。

ここで少し言葉がややこしいんですけどけれども、高機能化であったり多機能化であったり、機能転換、ここの言葉の説明をさせていただきます。

まず、高機能化というのは、家庭の養育が困難な子どもなどを専門性の高い施設で養育することです。この専門性というのは自立支援であったり里親委託に向けた取り組みであったり家庭復帰に向けた取り組みであったりすることを指します。そしてこの高機能化された施設が小規模かつ地域分散されているというようなイメージで思っただけであればというふうに思います。ただ、しかしながらこのケアニーズが高い子どもがどうしてもおられますので、例外で本

体施設におきまして多用な専門職による集中的なケア、これが必要となります。この本体施設における生活単位につきましては、できる限り少人数での単位となるように求められています。これらが施設の高機能化というふうな形でイメージしていただければというふうに思います。

そして、多機能であるとか、機能転換につきましては、どういうところかといいますと、一時保護委託の受け入れの充実であったりフォスタリング機能を持つとか、堺市と連携した在宅支援であったり、特定妊婦の支援などなどが挙げられます。施設は社会的養育の強化をするための地域の貴重な資源となりますので、さまざまなバリエーションが考えられるということになります。

最後に（９）の「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」に移らせていただきます。

既に、社会的養護自立支援事業につきましては実施済みとなっております。この事業というのは１８歳、措置延長をされた場合には二十の到達によりまして措置解除となりますけれども、自立の支援といたしまして、原則２２歳の年度末までに引き続き施設などで居住する場合の支援を行うようなものとなっております。

就学者自立生活援助事業につきましては、この社会的養護自立支援事業の自立援助ホームに入所しているバージョンというようなこととなります。

以上が資料３の説明となります。

引き続きまして資料４の説明に移らせていただきます。

スケジュールを示させていただいております。今回の懇話会におきまして、第１回計画の趣旨であったりとか、進め方、そして代替養育の人数であったりとか、最後に出ています調査票の確認などをさせていただきたいというふうに思っております。

そして３月以降、２か月ごとに奇数月に２回目の懇話会、３回目の懇話会と続きますけれども、まず、２回目の懇話会におきましては、先ほどＡ３資料で示させていただきました、家庭支援の左のほうから進めていきたいというふうに考えております。（３）、（４）、（８）、（１０）を２回目ではさせていただき、そして５月の３回目におきましては、里親等々をさせていただきたいというふうに思っております。７月におきましては、（２）、（７）、（９）をさせていただき、最終９月に第５回目の懇話会で総括というふうに考えております。

１１月には、この計画案を策定ということで考えておきまして、１２月の議会定例会を挟みまして、１月から２月の約１か月間をパブリックコメント期間とさせていただき、最後６回目といたしまして、そのパブリックコメントを踏まえた報告を皆様にさせていただきまして、最

終、3月に公表をさせていただければなというふうなスケジュールで考えております。

以上で、資料2、3、4の説明を終わらせていただきます。

○伊藤座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきましては、委員の皆様からのご質問ご意見等お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

内容が多岐にわたって資料も多かったんですけども、まず、スケジュールというより全体像の内容からでも、どこの切り口からでも結構ですが、何かお気づきの点、ご質問ご意見等願いたいします。

では、加藤委員お願いします。

○加藤委員 この資料3のところなんですけれども、「子どもの家庭支援体制の構築」というところで、私のほうは日ごろ在宅支援のほうを研究対象としております。この①のiiのほうなんですけれども、支援拠点の普及についてということで、ここに位置づけられるので、要保護児童対策地域協議会、これについてもやはり、これとあわせて充実していかないといけないということとはしか書かれてあったと思いますので、ここに付記していただきたいというふうに思います。

それとあと、先ほど(7)のほうで、施設の小規模化、分散化の中の高機能というところで家庭復帰に向けた取り組みというふうなことをおっしゃったんですけども、この家庭支援拠点の対象の子どもたちというのは、要保護、要支援、特定妊婦ですが、実際にはやはり施設から帰っていった子どもたちというのも家庭支援という形で入りますので、その退所してきている子どものケアということについても、この(3)のところ意識して入れていただきたいというふうに思いました。

以上、ちょっと気がついたところでの述べさせていただいています。

○伊藤座長 ありがとうございます。この点、何か事務局のほうから補足等ありますか。

○事務局 まだ、2回目の懇話会の中でこの家庭総合支援拠点につきましては調整しているというふうに思っていますし、また、そのときにでもご意見いただきまして、よりよい支援拠点をつくっていきたいというふうに思っておりますので参考にさせていただきたいというふうに思います。

○伊藤座長 ありがとうございます。施設からの家庭復帰児童もここの対象になるということで、社会的養護の施設に関するもことをリンクさせた内容で議論を深めていけたらというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ちょっとすいません。座長という立場からなんですけれども、1点確認なんですけど、(3)の「子ども家庭支援体制の構築」の①のivのところ、母子生活支援施設の活用についてというのが入っていて、次回の3月の懇話会の議論の内容の1つになるかと思うんですけれども、母子生活支援施設の関係の方がこの懇話会の委員の中にはいないんですが、社会的養育ビジョンの中でも母子生活支援施設のあり方とか機能の強化みたいなところが入っていますので、どのように母子生活支援施設の方の意向であったりとか現状であったりとかを、この場で議論する予定なのか、予定というか見通しをちょっと教えていただけますか。

○事務局 関連する母子生活支援施設の先生に来ていただきまして、オブザーバーというように形で関連する懇話会におきまして来ていただくというふうに考えております。

○伊藤座長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。議事(2)「堺市の社会的養育に関する現状について」、事務局のほうからご説明よろしくお願いたします。

○事務局 続きまして、資料5(1)と資料5(2)を一括で説明をさせていただきます。

なぜ、この資料をお示しさせていただいているかといいますと、この後、資料6のほうで代替養育を必要とする見込み数、ここで非常にたくさんの数字が出てくることとなります。ですので、里親の委託の状況であったりとか、施設の措置の状況であったりとかというのを見ていただければというふうに思っております。

資料5(1)をごらんください。基本的には、まず、表の真ん中の代替養育の合計、基本、この代替養育というのは要保護児童とどう違うんだというところがございますけれども、この代替養育というのは、この国の策定要領におきましては里親委託の分母となる数字というふうになります。ですので、代替養育と要保護児童というのはちょっと切り分けて考えていただければというふうに思います。

その代替養育の合計になりますけれども、堺市は平成18年に政令市になりまして、318から少し上がってきているというところではございますけれども、基本的にはその分母の代替養育の数というのは、横ばいというような状況となっています。そして、要保護児童の合計数ですけれども、これについても児童人口が減っていくのはございますけれども、基本的にはずっと横ばいというような状況となっております。

里親委託の部分につきましては、後で説明はさせていただくんですけれども、平成18年の3というところから、29年度におきましては30というような形になっております。

続きまして、資料5(2)の説明をさせていただきます。

里親委託等に関する統計といたしまして、先ほど言いましたとおり平成18年から29年までの約11年間の統計となります。初めは1.02%というところから、今29年度末におきましては10.59%というような形になっております。今年度、11月に堺市で初めてファミリーホームが開設されました。そういうようなところも踏まえまして委託率に貢献できるというようなことで考えておりますし、委託率の全国の今、平均ですけれども、29年度末で全国の委託率は平均で19.7%となっております。

堺市の委託率は低いですが、過去から見るとこの全国の平均19.7%、過去は18%とか17%とかあったんですが、この距離間というのは徐々に狭まってきているというのは事実としてございます。

続きまして、その下の里親登録の部分の説明をさせていただきます。

今は里親登録数が60というような形になります。下の里親の受託状況を見ていただきたいんですが、年度末の受託里親数28とありますけれども、60のうち28、里親受託しているということになっておりまして、この割合というのは全国的に見て高いほうだというような状況となっております。

とにかく里親というのはなかなか難しい部分がございますけれど、徐々に上がってきていて、国のほうとしても非常に高い目標を持たせながら全国的に取り組んで行かなければならないような課題だというふうに認識しております。以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問ご意見等コメントいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

お願いします。

○井上委員 一番最初の表なんですけれども、ほぼ横ばいだというんですけれども、実は堺市の子どもの人口の率は、どれくらい減っているのかふえているのか、それと考えるときに、どうこの数字を見たらいいのかなというのを考えたいんですけれども。

○事務局 児童人口というのは、今後の予測値としましてもずっと下がっていったところになります。前回の都道府県計画でも児童人口は減っていくんですが、基本的には要保護児童数で言わせていただきますけれども、要保護児童数につきましては、基本的には横ばいではないかというような想定をしているというところなんです。今回につきましても、この後、資料6で説明はさせていただくんですが、どういうふうに見込むかというところが非常に難しいなというふうに思っておりますけれども、基本的には横ばい、もしくは要保護

児童数、代替養育については右肩少し下がりかなというような想定をしているというところがございます。

○井上委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。児童人口全体が減っている率に対して、要保護児童、代替養育を必要とする子どもの減り方がそんなに減っていないということで、代替養育を必要とする子どもの比率は上がっているんじゃないかというような趣旨のご質問だと思います。

○井上委員 そうですね。

○伊藤座長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。お願いします。山縣委員。

○山縣委員 国の言葉遣いが不安定なので、どうと言う方もいらっしゃいます。要保護児童数というのと家庭養護委託率、在宅率からいっての数が違いますよね、分母がね。報告書でも整理して、我々議論のときもどこまでを指しているか、今の質問は、児童心理治療施設とか児童自立支援施設、自立援助ホームまで入れてたかな、さっき。

○伊藤座長 はい、自立援助ホームのほうも。

○山縣委員 どっかで見たけど。

○伊藤座長 5（1）です。

○山縣委員 要保護児童って書いてあるけども、御存じのように家庭養護のときの掛け率を出すときには、里親、ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院までしかとってない。さらに今回の計画では母子生活支援施設も活用しようということになると、これはまたここに入っていないという。その辺の3つの言葉というか、カテゴリー、それを国が決めてないからこっちで決めたらいいと思うんですけど、少なくとも委員が共通して発言したいなというところで言葉は差し控えます。

○伊藤座長 ありがとうございます。そうですね。委員全体で共通認識を持っておいたほうがいいということなんですけど、その要保護児童という言葉の確かに使い方が一般的なものと違うので難しいところですね。何か加藤委員からアイデアありますか。

○加藤委員 そうですね。私も常日ごろやっぱり要保護児童という名前が、それこそ生活保護もらっている子も要保護ですというふうに言われたりとか、それとあと在宅の要保護児童対策地域協議会なんかの場合の子どもたちも要保護児童というんですね。ということは、その子どもたちは在宅なんです。施設に入っている子どもたちも要保護児童ってあるとすれば、もう全ての子どもが要保護児童という形で定義されちゃうというところら辺では、やっぱり先ほど代替

養育と要保護児童と分けたいというふうに事務局が言っていたように、そこら辺はちゃんときちんとして名称を私たちが確認した上で議論するという山縣委員のおっしゃるとおりやと思います。だから、ちょっとどういう形で私たちは命名していくのかという。

○伊藤座長　そうですね。名称につきましてはまたちょっと宿題になるかと思うんですが、考え方として代替養育全体というふうに▲でグラフであらわしているものはいわゆる里親委託率の分母となる数ということで、ここで言っている要保護児童というのは、いわゆる一般に使われている要保護児童の中から在宅の児童を除く。今、山縣委員から指摘のあった母子生活支援施設に入所している子どもを入れるか入れないかという論点はあると思うんですね。今回は外されている、生みの親と離れて暮らしているか、生みの親と一緒に生活できているかという点で多分外していると思うんですが、次回の懇話会では母子生活支援施設の機能のあり方とかも、あとそこで暮らしている子どもたちの支援も議論の対象になってくると思うんですが、そこはちょっと整理をしていきましょか。次のデータの出し方とか、資料のつくり方に影響しようかと思うんですけど。

○事務局　そこはちょっと決めてないんですけども、整理はさせていただいた中でまた皆さんに事前に説明した中で進めていきたいというふうに思いますけれど、よろしいでしょうか。

○伊藤座長　はい。ありがとうございます。そうしたら、ちょっと用語の使い方はあれなんですけど、今言った定義につきましては、今の形でこの懇話会では考えさせていただきたいというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしたら次の3つ目の議題に移りたいと思います。「代替養育を必要とする子ども数」の算出方法について」ということで、事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　そうしましたら資料6(1)と6(2)を使って説明をさせていただきます。

代替養育、里親の分母が決まる代替養育を必要とする子どもの見込み数というところで、これをなぜするかといいますと6(2)にございますけれども、最終的に矢印が2本下に飛んでいますけれども、里親等委託が必要な子ども数であったりとか、施設入所が必要な子ども数、これを出すために代替養育を必要とする子どもの見込み数というのを出していかなければなりません。

そうしましたら6(1)に戻りまして説明をさせていただきます。

この見込み数を出すに当たりまして、どういう手法でやっていくのかというところなんです。2つやり方としてはございます。

1つ目の表につきましては、平成18年から29年度までの児童人口と、ここは要保護児童と書かせていただいていますけれども、これの実績ということになっています。前回27年3月に策定した将来推計、今これで現行計画は走っているんですけども、これが（ア）、そしてその他の手法というのが（イ）ということを示させていただいております。

まず、（ア）ですけれども、どういうふう今回の計画、前回の計画では見込んだかといいますと将来の児童人口に対しまして、今は約3000人余り要対協の台帳の登録者がいますけれども、この割合を求めまして、そのうちどれだけ要保護児童数があるかというような割合を出しまして、この要保護児童数というのを出しております。

これは、前回の27年3月に策定した将来推計となります。それ以外にやり方がございまして、これは回帰分析というようなやり方となります。回帰分析というのは何かといいますと簡単に説明させていただきますが、ある変数がほかの変数とどのような相関関係にあるかというようなものを示す、推定する統計学というふうになります。この表につきましては、（イ）の表ですけれども、平成18年から平成25年までの児童の人口と要保護児童数の相関関係を見まして出した割合となります。そして、26年度のときにやりました将来の人口、児童人口と掛け合わせまして、この要保護児童数を出したものとなります。

では、この（ア）と（イ）、どちらが適合するのか、実績に基づいて適合しているのかというところになりますけれども、（ア）をごらんいただきますと、実績につきましては26年度360、27年度363、363、359とございますけれども、（ア）の要保護児童数は378から383ということで、平均94.98%というような適合率になっております。

続いて（イ）の適合率になりますけれども、トータル98.70%ということで、当初、策定時には（ア）のほうで見込んでいたんですけども、今、実際、検証してみますと（イ）の回帰分析の手法のほうが適合率がいいというふうな結果となります。

ですので今後41年までの要保護児童数、これを見込むときには、（イ）の手法を回帰分析を用いまして見込んでいきたいというふうに考えました。ですので一番下の表になりますけれども、（イ）を用いた平成41年度までの要保護児童数の将来推計といたしまして、30年から41年までの要保護児童数を求めさせていただいております。

これを踏まえまして6（2）のほうに移らせていただきます。

一番左のほうの将来推計人口、これにつきましては前回の都道府県計画のときに将来予測をした児童人口の合計、そして3つの層に分けているのは後で里親委託等々をするときに3つの区分、年齢層に分けなければならないので、このような形で分けさせていただきます。

この将来の推計人口から右側に表に移っていただきまして、要保護児童数を求めていくこととなりますけれども、点々で囲っているところにつきましては、先ほど資料6（1）で算出済みの要保護児童数の合計となります。（イ）の手法を用いた要保護児童数の合計となります。これを3つの層に分けます。

その3つの層の分け方につきましては、この左側の将来推計人口の年齢区分別の割合に基づきまして3つの層に分けさせていただいております。そこから代替養育数を見込む必要がございますので、20人の児童自立・児童心理治療施設を除きまして将来推計といたしまして代替養育を必要とする見込み数ということで出させていただいております。網掛けさせていただいておりますけれども、平成41年には0～2歳が51人、3～5歳が54人、6～17歳が221人、トータル326人の代替養育見込み数があるのではないかというような想定をしております。

そこから下のほうに矢印が飛びまして、まず、里親の説明をさせていただきますけれども、ガイドラインで推奨している、策定要領でも推奨しています里親の割合になりますけれども、0～2歳75%、3～5歳75%、6～17歳50%ということがうたわれておりますので、右上の0～2歳の41年51人の分から75%を掛けますと、41年の0～2歳につきましてはおおむね38人、3～5歳の54人の部分につきましては75%掛けまして40人、そして221人から50%を掛けまして111人ぐらいというふうな形になりまして、トータル189人、トータルの委託率でいきますと54%というような形になります。

そして、それら以外が施設入所の児童数ということになります。

ちなみにですけれども、前回計画ですけれども、ちょっと年齢層はございませんが、平成41年におきましてはトータル68人の委託ということでございまして、委託率の目標が大体20%強です。

この差が歴然と違うということがわかるかと思えます。

下の箱のほうに移らせていただきます。非常に厳しい里親委託率になりますので、国のほうとしまして、箱の中を読ませていただきます。

里親等委託が必要な子ども数につきましては、国の示す策定要領に示しました算式2※、この※は後で説明させていただきますが、の結果をもとに必要な数を算出することができるとあります。

このため、ニーズ調査におきまして、子どものケアニーズに着目しまして、最も望ましいと考えられる代替養育環境を見定めまして年齢区分ごとに委託が必要な子ども数の割合を出すと

ということとなっております。

※の説明をさせていただきます。アンダーラインを読まさせていただきます。

現に施設入所している全てのケースのうち、里親等委託が必要な子ども数を算出する際には、一番下から2行目ですけれども、医療的ケアの必要性であったり行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもというものもきっちり留意しなさいということをおっしゃっていますので、この調査におきまして、里親委託等々を見定めていただきたいというふうに考えております。

続きまして、資料7の説明をさせていただきたいというふうに思います。

この資料7につきましては3枚ございまして、先ほど言いましたニーズ調査に当たるものとなります。

まず、資料7（1）と7（2）につきましては、今回メインとなる資料と考えております。7（3）につきましては、左上にございますとおり、一時保護委託等々から家庭引き取りになったお子様ということをおっしゃっていますので、直接、先ほど言いました調査とは関係はないんですけれども、今回のニーズ調査に補完する形としてこの調査もしたいというふうに考えております。

では、資料7（1）、7（2）の説明をしますけれども、7（1）の裏面をごらんいただければというふうに思います。

基本的にこの資料というのは、ケースワーカーさんのほうに記入をしていただくということで考えております。

まず、資料7（1）の裏面の3番ですけれども、ここが大事というふうに考えております。3番につきましては子どものケアニーズのみに着目した場合というところで、何も保護者の状況であったり施設の状況、入所されているかというような状況は関係なしに、子どもさんだけを見てどこが最適であるかというところら辺をケースワーカーさんのほうに印をつけていただくということで考えております。ただ、この都道府県計画におきまして、今後の児童養護施設等々の形というのはどんどん変わってきております。③の本体施設におきましては、今後は医療的スタッフであったりとか心理スタッフであったりとかというようなスタッフが充実された小規模な本体施設ということになりますので、今の児童養護施設とは全然違うイメージをきっちりケースワーカーさんのほうに持っていただきまして、この調査票については記入していただくというふうに思っております。ここの3番がポイントかなというふうに思っております。

そして、3番の中の4の里親に印をつけた場合ですけれども、下の大きな4番に続きまして、もともと里親がよかったということで、4の①委託ができたということであれば問題はないですけれども、もともと里親がよかった、しかしながら委託が難しかったというような丸がついた場合につきましては、その委託ができなかった理由につきまして、印をつけていただきたいというふうに思っております。

さまざまな理由がございます。基本的には、6番とか8番というのがどうしても多いのかなというふうなところがございますけれども、7番も、5番も多いかなというふうに思いますが、どういうところに印がつくのかというところら辺を整理していきたいというふうに考えております。

続きまして、5番のほうに移らせていただきます。

措置開始時点でケースワーカーさんが必要と考える家庭であるとか保護者に対する指導、支援というものを印をつけていただきたいというふうに思っています、これにつきまして家族再統合に向けたハードルというようなところがどこにあるかというところら辺を把握したいなというふうに考えております。

そして6番に移ります。上、5番とリンクしますけれども、措置後、どれぐらい子どもさんが家庭復帰が見込めるかであるとか、措置後家族とのかかわりを持たず自立に向けたインケアが必要な子どもさんが、どれだけいるかというようなことを見たいというふうに考えております。

この調査におきましては1月以降、堺市において進めていきたいというふうに考えておりました、まだ少し時間があるというふうに考えております。ここの場で議論をさせていただくというのと同時に、委員の皆様におかれましては、この表を調査票を持って帰っていただき、もしお気づきの点がございましたら、後日書いていただきまして、年末12月28日までにご連絡いただければと思います。その際、こんなところがおかしい、足してくれたらいいのではというようなことをご意見いただければ、参考にさせていただきまして、1月の調査に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○伊藤座長　　ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問ご意見等いただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

はい、井上委員。

○井上委員 7（1）の今の調査票なんですけれども、これは施設に対しての調査というの
はあるんですか。

○事務局 いえ、特に考えておりません。

○井上委員 それは、どういう理由で。

結局、正直なところ相談所の方に聞いていただいたらわかると思うんですけど、施設に入所
してからいろいろな問題点が出てきている子どもさんがたくさんいるんですね。ですか
ら、そういう子どもを全く拾えない調査になってしまうんじゃないかな、そういう気がちょっ
とします。

それとあともう一つ、これは堺市さんのことなんで恐縮なんですけど、今、ことしの2月に
厚労省調査があって大阪府のほうで児童養護施設ばかりを集めた統計をもう一度取り直してお
りまして、その調査結果がいろいろ出てきています。そちらのほうの活用というのは考えては
ないですかね。

○事務局 基本的に、昨年度2月ですけれども5年に1回の調査がございまして、そういう
ようなものも見させていただきながら、そしてこの調査票も使わせていただいて、そしてまた
堺市独自でサービス向上等々の補助金がございます。そういうサービス向上の中の施設さんの
ほうから出していただいているどれだけ児童養護、今の堺市の4つの児童養護施設にケアニー
ズの高い子どもさんたちがいるのかというような状況につきましても、我々のほうとしまし
ても把握しているような状況でございますので、そういうようなところを多角的に見させてい
たきながらさまざまな判断をしていきたいというふうに考えております。

○井上委員 それじゃ、それも使っていただけるという。

○事務局 はい、そういうことです。

○伊藤座長 よろしいでしょうか。

○井上委員 はい、結構です。

○伊藤座長 ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

○山縣委員 まず、将来の人口の将来推計ですよね。6（1）、6（2）を絡めて平成32
年度中に将来推計人口の最新版が出ますということですが、これは具体的にはいつごろに、3
1年度末にはこの報告書を出さないといけないですよ。数字が細部などを、計算だけだか
ら入れかえるというやり方を想定していると考えていいんですかね。

○事務局 はい。

○山縣委員 現実的にそれしかないと思うんですけども、それで今、前回の推計よりさらに

子どもの数が減っていますよね。今、現に平成30年でいうともう13万を割るぐらいの数字になっているんですか。それともぎりぎり、平成29年で13万4000人という実績ですよ。6(1)の一番右で。

これ、実績値だから、去年の4月で13万人いましたと。それまでが、数千人ずつ減っていると将来推計の部分、前回使った数値の平成30年が13万80000だから、もうこれよりはるかにすごい減っていると思われる。今、大体どれぐらいなのか。

○事務局 13万4869。

○山縣委員 が、平成29年、去年なんですよ。

○事務局 ことしの3月末現在で児童人口は13万4869。

○山縣委員 これ、3月末の数。

○事務局 そうです。3月の推計が13万4869。

○山縣委員 わかりました。そうすると、そんなにこれからさらに1000減るかどうかという感じですかね。何が言いたいかという、この単純な計算でも要保護児童数は、さらに10人ぐらいは3%ぐらいやったら減っていくのではというのをちょっとまぜたほうがいいかなというのを。

調査票については12月28日までにとということだったんで、できたらデータを送ってほしいなという。手書きだったらきっと事務局が読めない、字が汚いんで。それをベースに28日までに修正して3月の委員会で確定すると、それとも、その間に確定すると。

○事務局 できれば、それを確定させて1月から調査に入りたいと。

○山縣委員 そうすると、今日、議論したほうがいいかなというのが実感です。かなり大きな、もし、委員さんの気づきがあったときに採用するかどうかと思いました。

○伊藤座長 そうですね。

○事務局 ちょっと岩本の説明が不十分だったんですけども、きょうここで議論していただいて、それ以降気づいた点がありましたらさっきの数値で、ということが趣旨なんで。

○山縣委員 それでは、1番の調査票について。

○伊藤座長 はい、お願いします。

○山縣委員 まず、今回の枠組みの中に入れるかどうかぎりぎりのラインである母子生活支援施設を、最適と考える施設の中に入れるかどうか、が1点。それから自立援助ホームが最適、これ自立援助ホームのことも対象にするんですよ。

○事務局 はい、そうです。

○山縣委員　それが、新規措置とかそういう、自立援助ホームがほかのところに、施設と措置中とかに、自立援助ホームが入ってないんですけども、ぱっと今見たんで十分理解できてないところもあるんですけど。

○事務局　資料7（1）と7（2）には入っているんですけど。

○伊藤座長　多分、山縣委員がおっしゃっているのは、7（2）の、今入所している施設の中に入ってないということじゃないんですか、望ましい措置先ではなくて。

○山縣委員　そう、だから新規入所の場合も7（1）には入っているんですけど、裏の1には自立援助ホームは来なくていいのでしょうか。新規措置児童で、ここから自立援助ホームがないというのは何故でしょうか。

○伊藤座長　そうですね。新規措置のところでも今1人、自立援助ホームに入所しているので、その人をもし対象とするのであれば、7（1）の1番の施設種別、施設等名称のところ自立援助ホームがないのはなぜかということですか。

○山縣委員　そうそう。だから、7（2）も同じで。

○伊藤座長　7（2）もそうですね。入所中の児童ですね。

○山縣委員　自立援助ホーム。入所中の児童、自立援助ホームを。ちょっとそこが今、頭が十分ついていってない。

○伊藤座長　多分、ちょっとすいません。自立援助ホームだけではなくて、児童心理治療施設も全部児童自立支援施設の、いわゆる里親委託率に関係していない施設種別がここに入っていないんですけども、どういうことかという質問だと思います。

○山縣委員　そう。言葉を代替養育にしているから入れてないということなんですか。

○事務局　そうです。冒頭、目的としまして2つありまして、代替養育の必要量を出したときにどれだけ里親におさまるか、施設を里親の分子であるところの児童養護施設と乳児院、児童養護施設も専門化されたという、どこにはまりに行くかの割合がこの今、入っているこの分の代替養育の数で割り出そうというところでまず主眼を置いていただいて、いわゆる養護児童という、今回、設定してる児童自立支援施設ですとか、児童心理治療施設、自立援助ホームがちょっとここに入っていないんですけども、もう一個の視点でいくと、やっぱり今の実態はどうかというところを見ていくという視点に立つと、あとの子どもたちの分も調査するかどうかというところなんですけどね。

○山縣委員　定義上そうなると、自分から定義のことを言いながら、見出しを見てなかった。

○伊藤座長 多分、国が出している算出の式のところが乳児院と養護施設と里親しか出てこないで、それがそのまま反映されていて、ただ裏面の本来最適と考えるものについては、全ての種別、障害児入所施設も含めた全てが入っているということなんですかね。

○事務局 まあ、つくりでいいますと、そういう感じで。

○山縣委員 理解できました。適切かどうかはまた議論してもらって関係は理解できました。里親、これ堺市では特別養子縁組里親と呼んでいるんですかね。養子縁組を希望されている方を、普通に養子縁組でもいいんとかちがうかという感じから、特別養子に限定した使い方、児童福祉司さんが書かれるから誤解がないんだけど、外に出たときに、あれ、堺、そうしてんのという、言葉遣い。

○伊藤座長 いつも養子縁組里親ですよ。

○事務局 はい。

○伊藤座長 では、これ、特別を削除で。

○山縣委員 あとは、乳児院のところの児院になってるのが2カ所ございますでしょう。

○伊藤座長 乳が抜けています。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。

お願いします。

○山縣委員 もう一個、これも児童福祉司さんが書かれるという前提なんで問題ないと、これ、調査票が計画書はつくったら添付されますかね。

○伊藤座長 されない。

○山縣委員 里親委託のところはファミリーホームって入っていると思うんだけど、表現上見えないというだけの話で、一般の人からチェックしなければ特に問題ないと思う。長くなるし。次の国の里親等委託等と。

○伊藤座長 など、なるほど。

○山縣委員 両方入っているんですよ。もう一つ、一番大きな議論だと思うんですけど、児童福祉法で、子どもの意見を尊重しましょう。国の計画でもある年齢が高い子になってきたら本人が、嫌がって、拒否、家族に出す拒否権がある。ここは私も国のほうでかかわっていて、ものすごく悩んでいるのが、児童福祉法の本体理由と子どもの意向を尊重するならば、正直に家に帰りたい、里親に行きたいと思っていない子は結構いるんです、施設に。それをどうするんやと、それを強引に目標値に当てはめるのかどうかも含めて、子どもの意向を尊重しろと一方で言いながら、子どもの意向を無視して施設から里親にとか養子縁組に行くのかという。

子どもの意向を入れたらやっぱり難しい、ごっちゃになるかなと思いながら、非常に今これ悩んでいる。

○井上委員 施設が、それを中心にやっぱり動いていますから、家庭復帰を第1番目に置いてやっていますから。やはり入れておいていただけたら。

○門屋委員 例えば、おうちでの家庭養育の環境がよろしくない、不適応状態にあるというときに、例えばそのコミュニティがすごく健全であったり、何とかであったりしたら、一時保護所がわりにちょっとうちで預かってあげようか的な多分ご家庭が出てくるんだと思うんですね。いかんせん、そこがどうしても制度ありきでいってしまうんで、じゃ一時保護所、じゃ施設、それから里親的なところが何か強いのかなという意識はすごくあって。何年か前の里親、大阪市、堺市、大阪府の里親の合同研修でもそういう経過を踏んできて、里親、多分、どうしても委託される子どもさんって、言い方悪いですけど育てにくいんで、おうちから来てくださった子、委託された子どもさんって、いろいろはあるんですけど育てやすいというような感覚を持っておられる里親さんもいらっしゃるのかするので、このちょっと違和感を覚えた子どものケアニーズに着目した場合、最適と考える新しい社会的養育ビジョンに示されるってあるんですけども、ビジョンありきなんですかみたいな。この子の将来的なビジョンじゃないんですかみたいなところも、これも制度ありきなんかなって、ちょっと引っかかった感じはあります。

○伊藤座長 ありがとうございます、ご意見。

この点につきまして、何か事務局のほうからありますか。幾つか出たと思うんですけど、まず、最初に山縣委員のほうから子どもの意向がどうなのかって、これは児相の側に答えてもらうので、児童相談所のワーカーが説明等するときにケアニーズに着目してどこが最適だと判断したのかというのを聞いていくんですけど、児相のワーカーの方は一時保護中とか、アセスメントする中で子どもの意向も反映、できるできないは別として、子どもと直接、お話をしているので、その部分は、もし項目にあれば入れ込むことは、やろうと思えばできるんですけど、それが数字として、結果として、子どもの意向で里親と希望した人が余りいませんでしたとか、そういうのが出ていくことを報告書として発表されることで、どういうことが考えられるかということもちょっと検討しなければいけないと思うんですが。

その部分とあと井上委員のほうからは、施設のほうは、子どもの帰りたいという気持ちを尊重して家庭復帰が促進できるように努めるということで、それは多分、次回以降の施設の高機能化とか、その辺とかとあと議論になろうかと思うんですが、あともう一つが最後、門屋委員

のほうから、新しい社会的養育ビジョンを踏まえての計画を立てるというミッションがこの懇話会にあり、自治体としてありますので、なかなか養育ビジョンを離れていろいろ検討することは難しいかと思うんですが、粹に、新しい支援のあり方とかを提案提言するというのも1つあるかなと思うんですけど、そのあたり、何かありますか。事務局のほうから。

一応、この調査票は大阪府のものを踏襲してつくっているんですね。

○事務局　子どもの声というのは、今、ちょっとどうしようかなというところはあるんですけども、基本、これはどうしようかなということです。

○井上所長　子どもの意向という、これは非常に難しいところがあって、ただ、実際のところはやっぱり子どもたちの意見というところを無視しては措置には反映していない状況にあると、断固としてやっぱり反対するほうを、そっちにというところではそれは実際のところ難しいです。分離に近いというふうに思って。なぜかというところでもう不適應を起こすというのは、もう目に見えている状況の中でうちが措置を考えるということは、ほとんどないと思います。ただ、そうなってくると、一定期間やっぱり説得したりとか、ただ子どもの意見そのものをいろんな見通しを持った中で意見を持っているかと言ったら、そうじゃない場合もあるんで、いろいろなところを組み合わせを考えていきますし、そうなってくるとやっぱりある意味、一時保護の期間が長くなるとか、ほかのところでの保護者でというところは出てくるかなと思いますね。

○伊藤座長　ありがとうございます。多分、資料7（3）の一時保護から家庭引き取りになったケースのニーズ調査のところ、ちょっとほかの新規措置とかの、施設に実際に入所している子どもの調査だけでなく、この一保のやつがそのあたり、先ほど山縣委員からご指摘があったようなそういう一時保護中に子どもの意向を確認したりするような、そういうプロセスを踏んだのかどうかみたいなのは入れられるのかな。ちょっと検討する余地はあるのかなと思ったりしているんですけど。

○山縣委員　今、座長が言われた部分で、7（1）の裏側の4、一時保護の一保から家庭引き取り4で、そこに里親から委託できなかった理由があって、そこに1つの選択として、子どもの意向、子どもの反対というのを入れるかどうかという、具体的に言うと。

○伊藤座長　そうです。

○門屋委員　多分、そこはもうずっと経時的にモニタリングしていつあげないとというのはあると思います。例えば、うちでお預かりしている子も7年ほどになりますけど、多分、きっと来るのが嫌だったと思いますし、いろんな環境が変わるので。今、7年前を振り返ったと

きに、自分がここを選択してよかったんやと言えるように支援するというのが、多分、私たちの責任やと思うんですけど、と、プラス、やっぱり嫌やって、ノーって言えることもちゃんと意見表明できるようにしておくというのが支援する側には必要かなとは。

○山縣委員　子どもって里親のイメージってわからないと思うんです、最初。言われても。言葉で説明されても、生活のイメージができないから、長期的には支援していくって、本当に大切、調査票として問う。

○伊藤座長　そうなんですな。

○山縣委員　そこからどうなるんやと。

○門屋委員　そこからぐっと振り返ってしたときに、一番最初自分が家から施設に入るときに迎えに来てほしかったというのも言っていたんで、それはそれまでの私たちの関係性が、それだけやっぱり必要やというのがあると思うんですけど、やっぱり生活の拠点をいきなり知らんおっちゃん、おばちゃんちに行くちゅうのはそれは恐怖だと思います。

○伊藤座長　お願いします。

○中村委員　私もそう思って、実際、措置するときには子どもの意向というのは大事だと思いますが、ここで反映するのはなかなか難しいところが、今おっしゃるように子どもの意向というのは、その時々によって変わっていくというのものもあるし、年齢や能力の問題とかもあったりしますし。こちらの調査票というのはあくまで今とられている措置が実際、本当にそれでよかったのかって振り返るといったところもあると思いますので、なので、子どもがこうしたかったというところはとても大事なのですが、例えば施設に入って、措置した子がいるんだけど、本当にそれがよかったのかというのを見直したりする機会にはなると思いますので。子どもって、個ではもちろん尊重しなければなりませんけど、ひとまずの調査としてはそこを全て入れ込んだ調査するというのは、なかなか難しいかなと思ひまして。

○伊藤座長　そうですね。

○山縣委員　入れるかどうか、①で子どものニーズの中に里親委託というのを①の中に組み込んで回答してもらって、4でいうと委託できなかった場合、その理由について。今、所長が言われた、やっぱり子どもが拒否した場合は無理やりは無理なんですよって、それは確かにそのとおりだというときにそれをこの1から9のどこに丸をしてもらうかというのが、決めておいたほうがいいんちゃうかと、少なくとも回答してもらうに当たって。1にしましょうというか、その他にするのか。あるいは選択肢1つふやすかという、いずれにしろ答えは3つしかなくて。何が一番いいか。

○伊藤座長　そうですね。1つの選択肢として子どもが里親委託を希望しなかったというのを入れるのが一番シンプルで、余りこう偏りが無いような気はしますけれども、いかがでしょうか。

あと、やっぱり意向の内容というよりは、子どもの意向を聞いたかどうかのプロセスも大事なかなという、そういうことを大事にしようとしてるみたいなのが、それも大事なかなと思うので、ここに選択肢を1つ、子どもが里親委託を希望しなかったというのを入れるということではいかがでしょうか。

○山縣委員　繰り返しますけれどもそれでいったとしては、それでいいですけども。そのこととだからずっともうその後も里親のことは考えなくていいんだというわけにはならないということですよ。子どものいろんな状況を理解する中で家を選択する子もあれば、最後まで施設を選択する子もあれば、里親のところへ養子縁組を希望する人もいる、これはそちらの書き方の関係の中でやっていただくと。意見とは無関係に。

○伊藤座長　そうですね。なので、もしこの調査で、これ複数回答可なので、子どもが里親委託を希望しなかったというのが例えばたくさん出てきたとしたら、それはやっぱり先ほど山縣委員等もコメントしてくださったとおり、やはり門屋委員もおっしゃっていただきましたけれども、やっぱり子どもにとって里親での生活がイメージしづらいとか、そういった部分がこう背景としてあるのではないかとということで、そこの部分のもっとわかりやすさとか、アドミッションケアの中での里親の説明の仕方をどうするかみたいところで論点に移すことができるのかなと思うので、単に子どもが里親委託を希望してない、希望しない子が多いから里親要らないということにはもちろんならないので、ここはちょっと1つ選択肢を加えるということではよろしいでしょうか。

あと、ほかにはいかがでしょうか。先ほど山縣委員のほうから母子生活支援施設は入れるか、入れないかというご質問というか問題提起もございましたけれども、例えば子どものケアニーズに着目した場合の3番ですよ。本当は母子生活支援施設に入所がよかったけれども、空きがないから分離したとかということもあろうかと思うんですが、これはあえて外してる意図みたいなのはありますか。

○事務局　措置が違う。

○伊藤座長　なので、これは入れてないということですね。

○事務局　はい。

○伊藤座長　じゃ、それはカウントしないということではよろしいですか。

ただ、施設に入所中の子で、じゃ、一保から家庭引き取りとかでも、例えば家庭引き取りはちょっとハードルが高いけれども、母子生活支援施設に入所という形で母子で入所やったらいけるん違うかみたいなニーズがあるのであれば、それがこう一定数出てきたほうがそれこそ養育ビジョンの中で言われている親子で入所できる施設をどう整備するかとか、母子ホームとか親子ホームの整備みたいなところにつなげていけると思うんですけれども。

○事務局　基本的に6番の数字、措置解除に向けた方針の2番では、母子生活支援施設を活用してということは想定はしてるんですけど、措置することで、ケアニーズをというところにはちょっとはまらないというのが今の考え方、それから先ほど座長がちらっと言いましたけど、もともと大阪府と同じ考え方でこのケアニーズのところ、国の示してるビジョンでは75%という数字が出ますけど、その辺が実態に直したときに無理があるのか、そのとおりに行くのかというあたりで確認していきたいというのが主な目的といいますので、先ほど門屋委員がおっしゃった子どもの意向という部分で、説明したりわかってくれたらその希望をしなかった部分で、里親に説明できるという話になってくると思うんですけど、子どもの意向にかかわらずやっぱり施設でないと無理というところ、本当にどれだけあるのかというあたりを調べていきたいというところから大阪府の考え方に沿った形で堺市もやらせていただこうかなと考えています。

○伊藤座長　ありがとうございます。今のコメントも踏まえまして委員の皆様方からご意見ご質問等おありでしたら。

○山縣委員　ちょっと僕、今、きょう見たんで丁寧に見れてなくて、さっきと同じところで子どもの意向のところ、⑤に里親宅について不同意というのが、これはぱっと頭に浮かんだのは親が不同意だけしか想定してなかったけど、子どもが不同意、ですね、さっきの話。子どもが不同意、これ、つくったときはここが親ですね。

○事務局　親です、はい。

○山縣委員　子どもの不同意は想定してないんですね。

○井上所長　そうですね。

○山縣委員　その形で一個作るか、さっき前回の不同意で（ ）して子どもが拒否、親が拒否から、兄弟一緒に希望は。

○伊藤座長　保護者ですね、主語が。

○山縣委員　保護者ですね、それはね。

○伊藤座長　どっちがいいかな。

○山縣委員 任せます。子ども不同意を。

○伊藤座長 子ども不同意を1つ足すというのがシンプルでいいかなと思うんです。保護者の不同意については里親委託そのものを拒否、施設ならいいけれどというものと兄弟が複数いて、兄弟一緒に施設をとということなのか、5と6は分けておいてということで、保護者による不同意は分けているけれども子どもによる不同意は選択肢1つがシンプルでいいかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○中村委員 1つだけいいですか。井上所長が先ほど、子どもの意向に反して措置できないというお話があったのですが、子どもが施設はいいけど里親は嫌だという出し方をすることはあるんですか。

子どもさんの場合は、もう家か、家じゃないかという2択なのではないか。家じゃないというときに、子どもが里親委託に反対だったから里親委託しなかったということはあるのか。子どもが里親は嫌だけど施設だったらいいみたいな出し方をするのか。

○井上所長 それは余りないですね。どちらかというと家に帰りたか、施設、だから自分が今家という場所から離れた違うところに行くのが嫌かどうかという選択のほうが。

○中村委員 そのことなんですね。

○事務局 そうです、はい。

○伊藤座長 だから、余りないけどなくはないですよ。私、どちらのパターンも聞きます。施設が嫌だ、里親がいいというパターンもあるし、施設がよくて里親は嫌だというパターンも割と、措置の段階で聞くことがあるので。

○井上所長 だから、学校も含めた環境についてと言われることはありますね。

○伊藤座長 転校があるのかないのか。

○事務局 そうですね。そういうことです、はい。

○中村委員 自分が関与したケースで、施設に最初入っていて、措置変更のために家裁申し立てしようかとなったときに、子ども本人がどうしても措置変更が嫌だったことがありました。それは今おっしゃったように、今いる環境を変えるのが嫌だから措置変更を嫌だったということではありますが、そういうことは確かにありますもんね。

○加藤委員 里親をどれだけ子どもが知っているかということやと思うんですよね。例えば施設入っていても週末里親とか、季節里親で、子どもは里親のイメージがちゃんとつくれている子であれば、やっぱり措置変になったときに里親って選ぶ子もいると思うんですよ。だから、やっぱりそこら辺はちょっとケース・バイ・ケースかなとは思っているので、先ほど座長言わは

ったように里親というのを子どもが知って選択したかどうかというところへんのことにもなるかなと思いますよね。

どう説明しはるかですよね。

○門屋委員 となってくると措置変更というところはあるんですけど、例えば、養育里親のところに（週末）、ここは子どものケアニーズのみに着目してなので、週末里親さんがいずれ養育に変わってくるとか、その辺はもう全く着眼しなくて週末って入れても選ぶ、これを記入されるワーカーさんは、選択肢はない。

○伊藤座長 週末里親は制度じゃないので、ここには入らないです。

○加藤委員 ショートステイ里親というのは、あれも入らないんですかね。

○事務局 入らないですね。措置ではないので。

○伊藤座長 ほか、いかがでしょうか。

○事務局 ちょっと先ほど門屋委員がおっしゃっていただいた3番のところで、新しい社会的養育ビジョンに示される代替養育環境についてというところなんですけど、ビジョンの方針に従ってという意味ではなくて、今後、お子さんが養育、受け皿の部分で特に児童養護施設というのが、今の児童養護施設じゃなくて、専門的ケアが行える高機能、多機能化された施設の場合を想定してくださいということで、こういうふうなちょっと書きぶりになっているというところなんです。ちょっとその補足説明なんですけど。

実際に、そのワーカーに書いてもらうときには、このカテゴリーがどこまで1人1人ワーカーさんに浸透しているかということもあるんで、ちょっとこのカテゴリーは、こういう施設の内容になっていますというようなものをちょっと合わせて渡して、印をつけてもらおうという形です。

○伊藤座長 そうですね。それ、とても大事ですね。やっぱり児相のワーカーさんにこの調査をお願いしたときに、やっぱり今ある、実際にアセスメントしたケースなので堺にある養護施設を現状のものをイメージして回答されるとちょっと思っているものと違う回答になってしまうので、しっかり高機能化、多機能化、小規模化、地域分散化が、整った上での回答ということになりますね。非常に難しいですけどね。

○山縣委員 これ理解できてないのかもしれないのだけど、7（1）と7（2）の6で、措置解除に向けた方針で、さっきの門屋委員の話になるんですけど、里親の場合はこれでいけるような気がするんだけど、施設に措置している子どもを措置解除して里親にとというのは、これは考えなくていいんですかね。

○井上所長 措置変更ということですか。

○山縣委員 措置変更ということです。一旦、措置変更して、その中で措置変えるという、ワンステップある、今の現状の子どもを考えたら、その形が一番現実的というか進めていくにも。

○伊藤座長 そうですね。特に乳児院とかの子どもを聞くわけですからね。これ、大阪府はこのままの選択肢でやったんですよね、2月に。

○山縣委員 どうしたんでしょうね。

○福田委員 今回のこの調査の理解の前提がどっちにあるかによって、あとが変わってくると思うんですけど、多分、これ答えるときはあるべき姿ができ上がっているというのを前提に選択するので、今行われている実践的な措置変更というパターンはあり得ない。だから、これ、そんなに理想的なベストマッチの措置ができてますよということなんで、一旦施設に行っただも、その後どうなるか、やっぱり里親やなとか、自立援助ホームやなとかじゃなくて、もうこの子は自立援助ホーム、ベストマッチですよというのを前提とした調査と考えたら、今、山縣委員がおっしゃったような6のその後はないのかなというところをちょっと今思いましたけども、私としては。

○伊藤座長 今、ご指摘受けて私も思ったのが、3番の問いの3の子どものケアニーズのみに着目した場合に最適と考える措置先のところは新しい社会的養育ビジョンが示す高機能化、小規模化等々が全て整っていて里親の数も全部整った上での選択肢ということでこれつくっているんですね。なんですけど、進んで、でも実際に措置は開始されていて、今の措置開始時点でのこの子の措置解除に向けた方針についてってなったときに、どっちで、実際の今の措置の状態でとるのかどうなのかは確かに余り丁寧に議論しなかったよね、府のときに。

○山縣委員 4、5、6は、3で4から8につけた場合のみが6まで全部かかっている。

○伊藤座長 そう捉えたんですよね。そうなる措置変更にはないんですけど。

○山縣委員 であれば措置変更いいですけども、これは量の整形をしようとしている。

○井上委員 これから里親家庭にも家族再統合の義務が課せられるみたいな、そういうふうにかかれてるように見えるんですけど。

○伊藤座長 書かれています。社会的養育ビジョンで。

○井上委員 その辺はどうなっているんですかね。できるんかな、正直言って。大変やろうな。

○伊藤座長 そりゃ大変ですよ。

○山縣委員 施設に措置中の子の措置解除後の話が、ここに一切出てきていないということですね。

○伊藤座長 はい、そうです。

○山縣委員 措置解除、量に余り影響しない、措置変は量に影響するのかな。どう、大阪府はどないしているのか。

○福田委員 大阪府、これでいったんです。

○伊藤座長 大阪府もう出てしまいました。単純集計も出て、今分析に入っているの、これでいかざるを得ない。大阪市も間もなく、ほぼ同じ調査票で。

○中村委員 措置変更まで考慮すると、やっぱり変動要素が大き過ぎるので最初の数字がこれでよかったのかというのを、今の時点に見直すというぐらいが限界じゃないかなと。

○加藤委員 すれば入所措置についてって、初回ですよ。

○伊藤座長 うん、初回。

○加藤委員 初回というのを書いたほうがいいかもしれないね。

○伊藤座長 じゃ、これ、昨年度措置した子どもだけなんで、初回。

○加藤委員 初回になるの。

○井上所長 でも措置変の方も。

○伊藤座長 そうですね。1年以内ですね。

○加藤委員 措置変の子も入ってますから。

○加藤委員 初回ではないのかな。なら時点でとか。

○伊藤座長 には、措置中前後。

○井上委員 ちょっと違いますね。ほんまに考慮したのかな。

○中村委員 やっぱり繰り返しになりますけど、最初の措置が本当にそれでよかったのかを今の議論で見直すというぐらいしかできないのかなというところは理解できる。そこだとやっぱりもれちゃうところもありますよね。本当は措置変が必要やけど、ほったらかしにされている子とかもいたりはするので、そういったところが考慮に入らないということになるのではうね。

○事務局 3番のところでは望ましい施設に質問があるので、そこで拾えるように書かせていますが、今現在、ここに入っているけれども、措置変が必要であるとか、措置変が必要でないとか、イコールこの施設があれば量的にもここが最適であればここに入れたいんだということが、ここには出てくるのかなという気がします。

○伊藤座長 なるほど。

○加藤委員 この最適と考えるというのは、これはワーカーの判断、それとも会議をしてやっぱり必要やったけどこれ無理やねという形だったというところら辺の決定なんですか。

○事務局 全て会議で検討していきますので。

○加藤委員 そこで言われたことについてのと。

○事務局 はい。あと年に1回の訪問調査で内容については施設の先生方とも協議して、あらゆる面の情報を集めた中でどうかなという判断がケースワーカーの判断になってくると思います。そういう考え方で統一したいと思います。

○事務局 この新規措置のところで措置変があった子の分をどれにとるんかというのは、今のところは当初の措置の判断がどうだったかというよりもどこにおさまるべきだということを見たいので、そのどこにおさまるべきかというのは措置変した場合、まだ、直近の一番、今の状態がどうなのかということと比較したほうがいいかなということを思っているので、措置変がある分については、措置が一番新しい分というか、今、最小、おさまってるところの部分をおおうとは思ってたんですけど。

○山縣委員 今、少しずつ納得しています。それでもまだ、さっき言った分の1つが解けてなくて施設の措置解除後の方針は聞かずに里親だけ聞いているという、そこがまだ解けてないんですけど。

里親のほうはかなり丁寧に言っているんで施設のほうは、もう措置解除やから全部だったんですかね。

○伊藤座長 これ、多分6番は7（1）も7（2）も、多分、施設への措置変更とかではなくて、多分、家庭復帰できるかできないかとか、実親との関係をどうしていくかというパーマネンシーというか、そのとこだけを問おうとしているという感じですよ。子どものケアニーズで、自立援助ホーム使って例えば自立していくのかどうかとか、そういう細かいことではなくてということですよ。

○事務局 全ての子どもを最適な行き先というような措置方針だけ。

○伊藤座長 ですよ。大ざっぱにざっくり聞こうとしているというふうに理解ができますよね、このままだと。

それで、いいのかどうかという多分、ご指摘だと思うんですけど、山縣委員から。

いかがでしょうか。

ほかの視点からのご質問、ご指摘でもいいですけど。ちょっと残り時間がわずかになってま

いりましたがいかがでしょうか。

あと細かなことなんですけど、済みません、座長の立場からで。

資料7(1)と7(2)と7(3)、全てに共通しています問4の里親等に委託できなかった理由の7と8、里親委託では保護者対応が困難、連れ戻すリスクがある場合と里親への攻撃がある場合で分けているんですけど、これは分けたほうがいいですか。分けなくて一緒にしちゃうと何か都合が悪いとか、すごくこの辺は差があるとかありますか。何か実態として。

○井上委員 その実態はわかりますね。施設ですと、施設から学校行っている間に、親が勝手に連れ戻すという。

○伊藤座長 というリスクとやっぱり里親さんに直接攻撃をしてくるパターンって、両方あるってことですね。

○井上委員 はい。もう両方あるんです。たとえ、子どもが施設でけがしました、施設に対して損害賠償というような要求をしてくる。

○伊藤座長 なるほど。ちょっと質が違うということですね。

○井上委員 質が全く。

○伊藤座長 了解です。ありがとうございます。よくわかりました。

ほかいかがでしょうか。

○門屋委員 さっき言った6番の措置解除に向けたという、例えば18歳で措置期限を迎えるとなりますけど、里親家庭で育っていて家族とのつながり、親子関係の再統合というか関係性の再統合はある程度できたけれども、一緒に暮らすというところはそこは可能、生活拠点は里親宅に置いたままそこから社会に出ていってというケースが多分、今後ふえていくんではないのかなと思っているんです。要するに法的には親子関係はありませんけど、関係性の中で親子関係を結んだ状態で一緒に暮らしながら、実親さんとは交流を持っていくみたいなのがね。期間が来たから、じゃ、社会に出ますなんて、18歳、22歳でできる子なんて逆にいてないやろうなって思うので、そういう意味でいくと解除に向けて、その辺、里親がもうケアして子どもがいるのかなというのは思います。そういう当たり前のあれがあってもいいのかなと思いますけど。

○伊藤座長 ありがとうございます。

6の3の多分、親子関係の再統合とか4の親子再統合の言葉の定義とか、中身を何を意味しているのかがちょっとわかりづらいというような趣旨のご指摘かと思います。一緒に住むとかということだけが再統合ではないので、特に里親さんからの措置解除のときにそういった里親

さんも家族なわけでそこと、そことではなく生みの親との関係を持ちながらなのか、それが全く家族とのつながりを持たずに社会的自立を目指すというのが4番になるので、3番で親子関係の再統合、親子再統合というのが必ずしも同居とか、そういうことだけではないみたいなことをちょっと補足をするというか再統合の定義についてちょっと共通認識を持った上でワーカーの方にご回答をいただくということで大丈夫でしょうか。

○井上所長 再統合というより再構築ですかね。

○伊藤座長 ほかいかがでしょうか。

では、まだちょっといろいろ気になる部分もあろうかと思いますが、先ほど事務局のほうからありました、この資料7(1)、7(2)、7(3)の調査票につきましては、またお持ち帰りいただいて気になった点等ございましたら12月28日までの間にメール等で事務局のほうにご連絡をお願いします。できれば事務局のほうから委員全員にデータでメールでいただいて、それに直接書き込んで返信をさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○事務局 まずは、きょうのデータ版を送らせてもらいます。また、反映させた修正版を改めてちょっと送らせていただきます。

○伊藤座長 そうですね。できればきょうの議論で修正した部分とかもわかるように。例えば、全ての調査票の3の乳児院の乳が抜けている部分と特別養子縁組の特別を消す部分ですとかは、多分、すぐできる軽微な修正だと思うので、その部分はちょっと反映させていただいて、あとはコメント書きだったり見え消しみたいな形でこのきょうの懇話会で出た意見をこんな意見出ましたよね、それでよろしいですかというような確認をコメントで挿入していただいたものをメールで委員に投げさせていただいて、委員のほうからそれぞれまた返信させていただくという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

じゃ、委員の先生方、お忙しいと思いますが、ちょっと28日までに調査票につきましてご意見をよろしくお願ひしたいと思ひま。

ここまでのところで、前の議題に戻っても何かちょっと言い忘れたこととかコメントしておきたいこととか、委員の先生方の中でございましたらお願いします。

いかがでしょうか。お願いします。

○福田委員 調査票、最終どこで確定するのかなというのが気になっているのですが、多分、次回までなかなか集まれないだろうなと思うんです。ですので、もう今回、提示していただいている調査票をベースに、最終、事務局と座長で確定していただくというような形でオーソライズされていたら先に進みやすいかなと思いますけども、それがなくなかなか次へが

難しいかなと思いますけども。

○伊藤座長　ご提案ありがとうございます。

今、福田委員からご提案いただきました12月28日を目途に集約させていただきましたご意見につきまして、事務局と座長のほうで1月から調査をしたいので、早急に調査票を確定して調査の実施に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これにて本日用意されていまして全ての議事案件が終了いたしましたので、懇話会の進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局　伊藤座長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方も長時間ご検討いただきましてありがとうございます。

それでは最後、その他といいますか、次回の第2回目のこの懇話会の日程のほうなんですけれども、事前に事務局から日程調整させていただいておまして、一番最有力候補が3月14日木曜日午前10時からを最有力候補ということで今予定しておまして、また確定して場所も決まりましたら事務局からお知らせさせていただきます。

あと本日の資料につきましては持ち帰りいただいて結構ですのでよろしく願いいたします。また第2回目以降につきましては前回版の資料をまた事務局のほうで用意させていただく予定になっておりますので、事務局としては。

それでは本日の懇話会は以上にて終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

以　上